

# 鳥取県公益法人等検査実施要領

鳥 取 県

## 第1 趣 旨

この要領は、公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第4条の公益認定（以下「公益認定」という。）を受けた一般社団法人及び一般財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第44条の認定（以下「移行認定」という。）を受けた特例民法法人）又は移行法人（整備法第45条の認可（以下「移行認可」という。）を受けた特例民法法人）に対して、認定法第27条第1項又は整備法第128条第1項の規定により県の監督機関（鳥取県知事及び鳥取県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）をいう。以下同じ。）が実施する立入検査（以下「立入検査」という。）に関し、鳥取県公益認定等事務処理要領（平成20年12月行政監察監通知第200800134193号。以下「事務処理要領」という。）第2章第4の2及び第3章第3の2に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 公益法人に対する立入検査

### 1 立入検査の考え方

公益法人に対する立入検査は、「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（平成20年4月（令和6年12月改訂）内閣府公益認定等委員会・内閣府大臣官房公益法人行政担当室）「第6章 監督」及び「公益法人等に対する監督の基本方針」（令和7年6月19日）を踏まえて実施することとし、特に次の事項に留意して実施するものとする。

- (1) 立入検査は、法令で明確に定められた公益法人として遵守すべき事項に関する公益法人の事業の運営実態を確認するという観点から実施する。
- (2) 立入検査は、公益認定審査等の際の監督担当者への送り事項等、定期提出書類、変更の届出、報告要求で得られた情報、外部から提供された情報等を活用し、公益目的事業の実態等立入検査を実施しなければ確認が困難な事項を中心に実施する。
- (3) 立入検査の中で、法人関係者から要請があった場合又は必要であると判断する場合には、新公益法人制度に関する理解を深め、適切な法人運営の実施を支援する観点から、制度の詳細について説明等を行う。

### 2 立入検査の種類

立入検査は次の2種とする。

- (1) 点検調査（定期立入検査）  
点検調査実施計画（以下「点検計画」という。）に基づき行う立入検査
- (2) 重点検査（随時立入検査）  
特定の事項について調査の必要が生じた際に随時実施する立入検査

### 3 点検計画の策定

- (1) 行政監察・法人指導課の長は、全ての法人を対象として、概ね10年以内を目途に点検計画を策定し、毎年度、当該年度の点検計画について、あらかじめ審議会の承認を得るものとする。
- (2) 前項の点検計画の策定に当たり、各法人のガバナンス状況や事業内容等を踏まえ、過去の検査指摘の改善状況を勘案した上で、点検調査の必要性の高いと判断される法人については、3～5年程度に一度の期間で、公益認定後の法人については、1年経過以降3年以内の期間で点検計画を策定することができる。
- (3) 当該年度の点検計画では、点検調査の対象とする公益法人の名称、点検調査の実施時期その他必要な事項を明らかにしておくものとする。

#### 4 検査員

- (1) 立入検査を行う職員（以下「検査員」という。）は、総括課（事務処理要領第1章第2の8に規定する課をいう。以下同じ。）の長が、所属職員の中から指名するものとする。
- (2) 総括課の長は、検査員に、認定法第27条第2項に規定するその身分を示す証明書（様式第1号）を交付するものとする。

#### 5 立入検査の実施

- (1) 立入検査は、一の対象法人につき、検査員2人以上で実施するものとする。
- (2) 検査には、原則として、所管課（事務処理要領第1章第2の9に規定する課をいう。以下同じ。）の職員1人以上が同行するものとする。
- (3) 点検調査は、当該年度の点検計画に基づき、実施するものとする。
- (4) 重点検査は、審議会又は総括課の長が必要であると認めるときに、必要と認める事項について実施するものとする。

#### 6 立入検査の通知

- (1) 点検調査の実施にあつては、当該実施予定日の概ね1カ月前までにあらかじめその旨をメール等にて法人に連絡する。なお、法人に対して事前提出を求める「自己チェックシート」及び「備置き書類一覧」については、別途行政監察・法人指導課の長が定めるものとする。
- (2) 重点検査の実施にあつては、事前に対象法人に対して、立入検査実施通知書（様式第2号）により検査日時、場所、検査事項等を通知するものとする。この際、事前に通知を行うことにより、立入検査の適正な実施に支障が生ずるおそれがあると判断される場合には、事前通知を行わないか、又は実施予定日の直前に通知を行うことができる。また、事前通知を行わない場合には、立入検査当日、立入検査実施通知書（様式第2号）を持参し、直接交付するものとする。

#### 7 立入検査への立会

立入検査には、原則として、対象法人の代表理事又は業務執行理事1人及び個別事業や財務状況に係る具体的な内容について説明できる事務局職員1人（以下「立会人」という。）に立ち合わせるものとする。

## 8 立入検査後の講評等

- (1) 検査員は、立入検査を終了したときは、立会人に対して、当該立入検査の結果について講評を行うものとする。
- (2) 検査員は、立入検査後速やかに、当該立入検査の結果を、別途行政監察・法人指導課の長が定める公益法人の立入検査チェックリストを添付して立入検査実施報告書（様式第3号）により総括課の長に報告するものとする。
- (3) 総括課の長は、前項の報告を受けたときは、その内容を行政監察・法人指導課及び所課の長に通知するものとする。

## 9 立入検査後の措置

- (1) 行政監察・法人指導課の長は、当該年度に実施した定期立入検査の結果をとりまとめて毎年度最終の審議会の開催日に報告するとともに、鳥取県公式ホームページ「とりネット」に掲載するものとする。
- (2) 行政監察・法人指導課の長は、前項にかかわらず、立入検査の結果、当該対象法人に対して認定法第2章第3節の監督上の措置が必要であると認めるときは、点検調査又は重点検査実施後速やかに、当該立入検査実施の直後の審議会に報告するとともに、認定法に定める手続に従い、改善を求める事項について報告要求書（様式第4号）を発出するなど必要な措置を執るものとする。

## 第3 移行法人に対する立入検査

### 1 立入検査の考え方

移行法人に対する立入検査は、「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（平成20年4月（令和6年12月改訂）内閣府公益認定等委員会・内閣府大臣官房公益法人行政担当室）「第6章 監督」及び「公益法人等に対する監督の基本方針」（令和7年6月19日）を踏まえて、整備法第119条第1項に規定する公益目的支出計画（以下単に「公益目的支出計画」という。）の履行を確保できないと疑うに足りる相当な理由があるときに、整備法第1章第4節第5款の規定の施行に必要な限度において実施するものとする。

### 2 準用等

- (1) 第2の4から9までの規定（5の（3）及び9の（1）を除く）は、必要な読み替えを行い、移行法人に対する立入検査に準用する。
- (2) 総括課の長は、検査員に、整備法第128条第2項に規定するその身分を示す証明書（様式第5号）を交付するものとする。
- (3) 移行法人に対する立入検査は、別途行政監察・法人指導課の長が定める移行法人の立入検査チェックリストに掲げる項目について実施するものとする。

(4) 移行法人に対する立入検査を実施しようとするときは事前に、対象法人に対して、立入検査実施通知書（様式第8号）により検査日時、場所、検査事項等を通知するものとする。ただし、事前に通知を行うことにより、立入検査の適正な実施に支障が生ずるおそれがあると判断される場合には、事前通知を行わないものとし、立入検査当日、立入検査実施通知書（様式第6号）を持参し、直接交付するものとする。

(5) 行政監察・法人指導課の長は、移行法人に対する立入検査実施後速やかに、当該立入検査実施の直後の審議会に報告するとともに、当該対象移行法人に対して整備法第128条から整備法第132条までに規定する監督上の措置が必要であると認めるときは、整備法に定める手続に従い、改善を求める事項について報告要求書（様式第7号）を発出するなど必要な措置を執るものとする。

#### 第4 雑則

この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

##### 附 則

この要領は、平成25年10月10日から施行する。

##### 附 則

この改正は、平成29年7月10日から施行する。

##### 附 則

この改正は、令和3年7月5日から施行する。

##### 附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（公益法人の場合）

表 面

身 分 証 明 書 第 号	
<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; height: 100px; position: relative;"><div style="border: 1px dashed black; width: 60%; margin: 0 auto; height: 60px; position: relative;"><div style="position: absolute; top: 50%; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%); font-size: 2em;">印</div></div><div style="border: 1px dashed black; width: 60%; margin: 0 auto; height: 20px; position: relative;"><div style="position: absolute; top: 50%; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%); font-size: 0.8em;">又は刻印</div></div></div>	<p>官職又は職名 氏 名 生 年 月 日</p> <p>上記の者は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第59条第2項において読み替えて準用する同法第27条第1項に規定する立入検査を行う職員であることを証明する。</p> <p>交付日 年 月 日 ( 年 月 日まで有効)</p> <p style="text-align: center;">発 行 者 名 <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>

裏 面

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律抜粋
<p>第二十七条 行政庁は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、内閣府令で定めるところにより、公益法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該公益法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>第五十九条 内閣総理大臣は、第二十七条第一項の規定による権限（第六条各号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人に該当するか否かの調査に関するものを除く。次項において同じ。）を委員会に委任する。</p> <p>2 行政庁が都道府県知事である場合には、第二十七条第一項中「行政庁」とあるのは「第五十条第一項に規定する合議制の機関」と、「その職員」とあるのは「その庶務をつかさどる職員」とする。</p>

(備考)

- 1 規格は、縦5.4 cm×横8.5 cmとする。
- 2 表面の発行者名については、以下のとおりとする。

知事部局所管	鳥取県知事
教育委員会所管	鳥取県教育委員会教育長
公安委員会所管	鳥取県警察本部長

番 号  
年 月 日

対象法人の名称  
代表者の職・氏名 様

鳥取県知事 氏 名 印  
鳥取県公益認定等審議会  
会長 氏 名 印

運営組織及び事業活動の状況に関する立入検査（重点調査）の実施について（通知）

このことについて、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第27条第1項の規定に基づく立入検査（重点調査）を実施することとしましたので、通知します。

については、下記事項をご参照のうえ、適切に御対応いただけますよう、よろしくお取り計らい願います。

記

- 1 検査実施日時 年 月 日( ) 午前 時から午後 時まで
- 2 検査実施場所（予定） 貴法人の主たる事務所（従たる事務所）
- 3 立入検査を行う職員 所属・職名 氏名
- 4 検査に立ち会う法人の役職員  
貴法人における代表理事又は業務執行理事（1人以上）及び個別事業や財務状況に係る具体的な内容について説明できる事務局職員（1人以上）を立ち合わせてください。
- 5 対象事項（注）
  - (1) 公益認定の基準の遵守状況
  - (2) 法人の組織及び管理・運営の状況
  - (3) 定期報告書類及び届出の状況
  - (4) その他法人の業務の運営状況
- 6 準備書類（現年度及び過去2年分）（注）
  - (1) 定款、諸規程、許可・認可等の書類
  - (2) 社員又は評議員名簿、役員名簿、役員等の就退任に関する書類（就任承諾書、履歴書、辞任届出等）
  - (3) 理事会、総会又は評議員会の議事録
  - (4) 事業関係書類（計画書、実績報告書、パンフレット 等）
  - (5) 財務諸表、伝票、会計帳簿（仕訳帳、総勘定元帳 等）及び証拠書類
  - (6) 預金通帳、小切手帳、定期預金・有価証券証書
  - (7) 定期報告及び届出関係書類（登記に関する書類 等）
  - (8) その他検査に必要な書類
- 7 その他
  - (1) 帳簿等の資料について、持ち帰って精査する等必要がある場合には、関係資料の一時借用を行う場合があります。
  - (2) 本検査に際し、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合には、認定法第66条の規定に基づき理事又は監事に過料が科される可能性があります。
  - (3) 公益法人制度について事前に質問等がある場合は、検査実施日の2週間前までに書面（様式自由）により下記連絡担当職員までお知らせください。
- 8 本立入検査に係る連絡担当職員  
所属・職名 氏名  
連絡先  
(注) 1から8の内容は、必要に応じて変更すること。  
定期立入検査の場合は、押印を省略できる。



番 号  
年 月 日

対象法人の名称  
代表者の職・氏名 様

鳥取県知事 氏 名 印

鳥取県公益認定等審議会  
会長 氏 名 印

運営組織及び事業活動の状況に関する報告書の提出について（報告要求）

このことについて、貴法人の事業の適正な運営を確保するために必要と認められますので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第59条第2項において読み替えて準用する認定法第27条第1項及び第59条第1項の規定に基づき、下記のとおり〇〇年〇〇月〇〇日までに報告してください。

記

1 報告を求める事項

2 報告書様式

別添様式により報告書を作成してください。

3 提出方法

書面により提出してください。

4 留意事項

本報告要求に対する報告の提出がない場合や報告内容に虚偽が含まれた場合には、認定法第66条の規定に基づき過料が科される可能性があります。

<本件担当者>（照会先、報告を書面により提出する際の名宛人）

鳥取県公益認定等審議会事務局 ○○○○、△△△△

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220 鳥取県総務部行政監察・法人指導課内

TEL 0857-26-○○○○ FAX 0857-26-△△△△

(別添報告様式)

年 月 日

鳥取県知事 ○○○○ 様  
鳥取県公益認定等審議会会長 ○○○○ 様

法人の名称  
代表者の職・氏名 印

報 告 書

「運営組織及び事業活動の状況に関する報告書の提出について」(○○年○○月○○日付(文書番号))により報告を求められた事項について、別紙のとおり報告します。

担 当 者	
氏 名	
電 話 番 号	
電子メールアドレス	

様式第5号（移行法人の場合）

表 面

身 分 証 明 書 第 号	
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px dashed black; width: 80%; height: 80%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 印             </div> </div>	官職又は職名 氏 名 生 年 月 日 上記の者は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第143条第2項において読み替えて準用する同法第128条第1項に規定する立入検査を行う職員であることを証明する。
又は刻印	交付日 年 月 日 ( 年 月 日まで有効)
発 行 者 名 <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	

裏 面

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律抜粋

第二百二十八条 認可行政庁は、移行法人が次のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由があるときは、この款の規定の施行に必要な限度において、移行法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告を求め、又はその職員に、当該移行法人の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 一 正当な理由がなく、第百十九条第二項第一号の支出をしないこと。
- 二 各事業年度ごとの第百十九条第二項第一号の支出が、公益目的支出計画に定めた支出に比して著しく少ないこと。
- 三 公益目的財産残額に比して当該移行法人の貸借対照表上の純資産額が著しく少ないにもかかわらず、第二百五条第一項の変更の認可を受けず、将来における公益目的支出計画の実施に支障が生ずるおそれがあること。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四百三十三条 内閣総理大臣は、第二百二十八条第一項の規定による権限を委員会に委任する。

2 認可行政庁が都道府県知事である場合には、第二百二十八条第一項中「認可行政庁」とあるのは「第百三十八条第一項に規定する合議制の機関」と、「その職員」とあるのは「その庶務をつかさどる職員」とする。

(備考)

- 1 規格は、縦5.4 cm×横8.5 cmとする。
- 2 表面の発行者名については、以下のとおりとする。
 

知事部局所管	鳥取県知事
教育委員会所管	鳥取県教育委員会教育長
公安委員会所管	鳥取県警察本部長

対象法人の名称  
代表者の職・氏名 様鳥取県公益認定等審議会  
会長 氏 名 印

## 業務又は財産の状況に関する立入検査の実施について（通知）

このことについて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第143条第2項において読み替えて準用する整備法第128条第1項の規定に基づく立入検査を下記により実施することとしましたので、通知します。

については、下記事項をご参照のうえ、適切に御対応いただけますよう、よろしくお取り計らい願います。

## 記

- 1 検査実施日時 年 月 日( ) 午前 時から午後 時まで
  - 2 検査実施場所（予定） 貴法人の主たる事務所（従たる事務所）
  - 3 立入検査を行う職員 所属・職名 氏名
  - 4 検査に立ち会う法人の役職員  
貴法人における代表理事又は業務執行理事（1人以上）及び個別事業や財務状況に係る具体的 な内容について説明できる事務局職員（1人以上）を立ち合わせてください。
  - 5 対象事項（注）
    - (1) 移行認可の基準の遵守状況
    - (2) 法人の組織及び管理・運営の状況
    - (3) 定期報告書類及び届出の状況
    - (4) その他法人の業務の運営状況
  - 6 準備書類（現年度及び過去2年分）（注）
    - (1) 定款、諸規程、許可・認可等の書類
    - (2) 社員又は評議員名簿、役員名簿、役員等の就退任に関する書類（就任承諾書、履歴書、辞任届出等）
    - (3) 理事会、総会又は評議員会の議事録
    - (4) 事業関係書類（計画書、実績報告書、パンフレット 等）
    - (5) 財務諸表、伝票、会計帳簿（仕訳帳、総勘定元帳 等）及び証拠書類
    - (6) 預金通帳、小切手帳、定期預金・有価証券証書
    - (7) 定期報告及び届出関係書類（登記に関する書類 等）
    - (8) その他検査に必要な書類
  - 7 その他
    - (1) 帳簿等の資料について、持ち帰って精査する等必要がある場合には、関係資料の一時借用を行う場合があります。
    - (2) 本検査に際し、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合には、整備法第151条第3号の規定に基づき理事又は監事に過料が科される可能性があります。
    - (3) 公益法人制度について事前に質問等がある場合は、検査実施日の2週間前までに書面（様式自由）により下記連絡担当職員までお知らせください。
  - 8 本立入検査に係る連絡担当職員  
所属・職名 氏名  
連絡先
- （注）5及び6の内容は、必要に応じて変更すること。

番 号  
年 月 日

対象法人の名称  
代表者の職・氏名 様

鳥取県公益認定等審議会  
会長 氏 名 印

業務又は財産の状況に関する報告書の提出について（報告要求）

このことについて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第128条第1項第○号に該当すると疑うに足りる理由があるため、整備法第143条第2項において読み替えて準用する整備法第128条第1項第○号及び第143条第1項の規定に基づき、下記のとおり〇〇年〇〇月〇〇日までに報告してください。

記

1 報告を求める事項

2 報告書様式

別添様式により報告書を作成してください。

3 提出方法

書面により提出してください。

4 留意事項

本報告要求に対する報告の提出がない場合や報告内容に虚偽が含まれた場合には、整備法第51条第3号の規定に基づき過料が科される可能性があります。

<本件担当者>（照会先、報告を書面により提出する際の名宛人）

鳥取県公益認定等審議会事務局 ○○○○、△△△△

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220 鳥取県総務部行政監察・法人指導課内

TEL 0857-26-○○○○ FAX 0857-26-△△△△

(別添報告様式)

年 月 日

鳥取県公益認定等審議会会長 ○○○○ 様

法人の名称  
代表者の職・氏名 印

報 告 書

「業務又は財産の状況に関する報告書の提出について」(○○年○○月○○日付(文書番号))により報告を求められた事項について、別紙のとおり報告します。

担 当 者	
氏 名	
電 話 番 号	
電子メールアドレス	